

AI を発明者とする特許登録の可否について

令和 6 年度特許委員会第 1 部会第 2 グループ

甲斐 一真、筆宝 幹夫、永島 秀郎、中岡 起代子、真能 清志、
萩森 学、西原 晋、武田 雄人

要 約

令和 6 年度、特許委員会第 1 部会第 2 グループでは、AI を発明者とする特許登録の可否に関し、人工知能 (AI) システムである「Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience (DABUS)」⁽¹⁾ (以下「DABUS」という。) を発明者とする特許出願について、当該国の特許庁等及び裁判所における出願審査、審判、及び、訴訟の状況を調査した⁽²⁾。上記調査の結果として、南アフリカ及びドイツを除き、公開された資料を確認することができたほとんどの国において、本出願を却下していることが確認できた。当該結果により、本調査時点においては、特許法における「発明者」は自然人であるため、発明者を AI として特許登録をすることはできない、との解釈が、世界的な徴候であるとの一応の評価を下すことができるとの結論に至った。本調査を踏まえ、今後は、AI を利用した発明について、どの程度の AI の利用であれば、発明者を自然人として評価して、発明を特許として保護できるか、その範囲の明確化が問題になると考えられる。

目次

1. はじめに
2. 背景
3. 検討テーマの進め方の策定
4. 対象となる発明について
5. 調査結果
 5. 1 調査結果の概要
 5. 2 各国における対応状況
6. 検討及び今後の課題
 6. 1 各国の状況等
 6. 2 今後の検討課題

1. はじめに

本稿は、令和 7 年 1 月 10 日時点での調査結果に基づくものであり、その後の AI を取り巻く世界的な状況の変化は反映されていない。そのため、本稿については、あくまで当時の状況を踏まえた本グループにおける議論状況等の記録として参照いただき、本テーマに関する最新の状況については、適宜、然るべき文献等を参照されたい。

2. 背景

近年、AI 技術の高度化が進み、特に、利用者の指示に基づき一定の出力を行う、いわゆる生成 AI が様々な領域に大きな影響を与えている。

このような中、スティーブン・ターラー博士 (Stephen Thaler、以下「ターラー博士」という。) は、人工知能 (AI) システムである DABUS を開発した。

DABUS に関しては、各国の弁護士等を中心として、DABUS が自律的に創作した発明についての知的財産権による保護を求める国際プロジェクト (「THE ARTIFICIAL INVENTOR PROJECT」) が進行している⁽³⁾。

ターラー博士は、上記プロジェクトの一環として、DABUS によって発明されたとされる発明 (「フードコンテ

ナ並びに注意を喚起誘引する装置及び方法 (Food container and Devices and methods for attracting enhanced attention)」、以下「本発明」という。) について、各国の特許庁又はこれに相当する機関に対して、発明者を DABUS とする出願 (以下「本出願」という。) を行った。

本出願は、各国に対して、「AI は「発明者」たりうるか」という問題を問うものであるといえ、各国における本出願に対する対応を調査することは、かかる問題の検討に資するものと思料される。

以上を踏まえ、ターラー博士による各国における DABUS を発明者とする本出願について、その経過及び結果を調査した。

3. 検討テーマの進め方の策定

「THE ARTIFICIAL INVENTOR PROJECT」の公式 HP⁽⁴⁾において、DABUS を発明者として本出願を行ったと記載されている次の各国を前提に、当該国の特許庁等及び裁判所において公表された各資料等を踏まえ、出願審査、審判、及び、訴訟の状況を確認した。

(調査対象国)

オーストラリア、韓国、イスラエル、サウジアラビア、スイス、ドイツ、
ニュージーランド、ブラジル、イギリス、欧州、台湾、南アフリカ、日本、インド、
シンガポール、アメリカ、中国、カナダ

上記確認にあたっては、可能な限りで、一次資料を確認するよう努めたが、出願が却下された国においては、出願審査に関する資料が公表されていない場合があり、このような場合には、その後の訴訟の判決において認定された事実関係から、出願審査の状況及び結果を確認した。

また、各国によって、出願に対する特許庁による処分の態様 (拒絶、却下、不受理等)、特許庁の処分に対する不服申立て制度の有無、及び、訴訟手続きにおける審級制度 (三審制か、二審制か) の違い等があるが、各手続に関する呼称については、以下のように整理した。

- ・出願に対する登録以外の処分を、すべて「却下」と表現する。
- ・特許庁⁽⁵⁾による処分に対する訴訟外の異議の申立ての手続きを、すべて「不服申立て」と表現し、不服申立てが認められない場合をすべて「却下」と表現する。
- ・1 度目の訴訟手続を「第一審」、第一審に対する上訴手続を「上級審」、上級審に対する最終の上訴手続を「最上級審」と表現する。但し、二審制を採用している国については、1 度目の訴訟手続を「上級審」とし、これに対する最終の上訴手続を「最上級審」と表現する。
- ・訴訟手続において、請求が認められない場合の裁判所の判断を、すべて「棄却」と表現する。

なお、上記には日本語及び英語以外の資料が多数存在するところ、これらの確認については、適宜、機械翻訳等を用いたため、訳語等の正確性には留意されたい。

4. 対象となる発明について

DABUS により発明されたとされる本発明の概要は、以下のとおりである。

本発明のうち、「フードコンテナ (Food container)」は、図 1⁽⁶⁾に示されるように側面がフラクタル形状のフードコンテナであり、側面がフラクタル形状であることから弱い力で把持することができ、また、握りつぶすことでコンテナ同士を連結させたり、連結を解除したりすることができることを内容とする発明である。

また、本発明のうち、「注意を喚起誘引する装置及び方法 (Devices and methods for attracting enhanced attention)」は、図 2 に示されるように、緊急時に注意をひくために発光するビーコンであり、特定のパルス周波数とフラクタル次元のリズムでビーコンを発光させることによって、人間の異常検出フィルターを誘引させて、注意を喚起することができることを内容とする発明である。

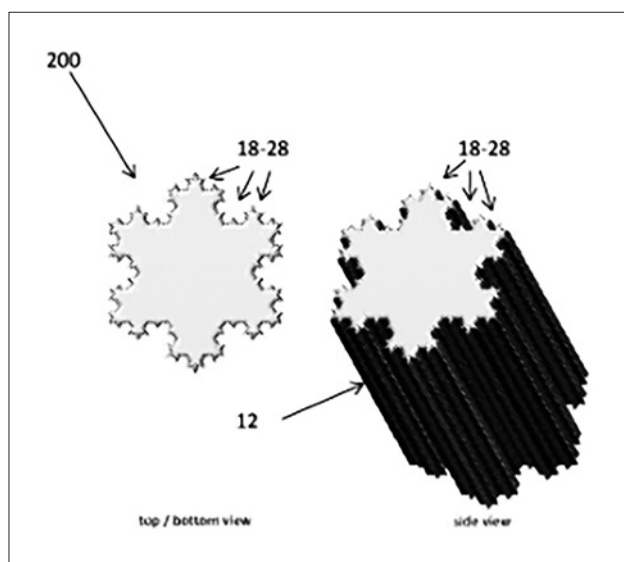


図1 フードコンテナ

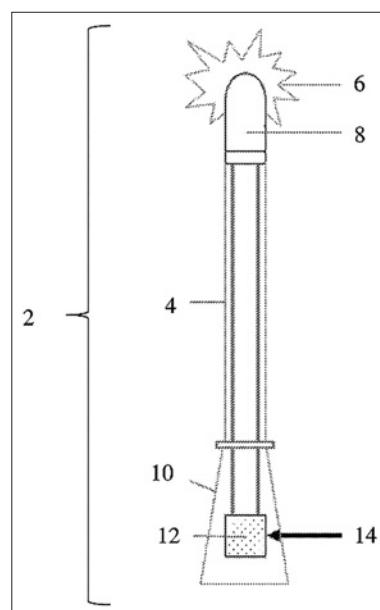


図2 注意を喚起誘引する装置及び方法

なお、本出願においては、国によって、「Food container and Devices and methods for attracting enhanced attention」として出願されている場合（例えば、日本）と、「Food container」と「Devices and methods for attracting enhanced attention」とに分けて出願されている場合（例えば、台湾）がある。

5. 調査結果

5. 1 調査結果の概要

各国における出願審査、審判、及び、訴訟の状況についての調査結果の概要は、以下のとおりである。なお、各国の状況の詳細は、日本弁理士会電子フォーラム（会員のみ閲覧可能）に掲載された令和6年度特許委員会報告書「日本の特許制度の課題の検討と改善に向けた取組み（検討、周知及び情報収集を含む）」の添付資料「02_2024年度第1部会報告書_別紙資料（各国報告書統合資料）.pdf（670k）」を確認されたい⁽⁷⁾。

但し、中国については資料が公開されていないことから、また、サウジアラビアについては言語的問題から、当該国の出願審査、審判、及び、訴訟の状況等の確認は、未了又は不十分に留まる。

（1）特許登録の状況

出願審査等の状況について、公表された資料等が確認できた国のうち、本出願に対する特許登録が確認できたものは、南アフリカのみであった。但し、南アフリカの特許制度では、方式審査のみで特許登録がなされることに留意されたい。

本出願に関する却下についての終局的判断、すなわち、手続きが訴訟へ移行した上で、裁判所において特許庁による却下を認める旨の判断が確定したことが確認された国は、オーストラリア、欧州、台湾、イギリス、及び、アメリカの5か国であった。

他方、ドイツ、韓国、イスラエル、サウジアラビア、スイス、ニュージーランド、ブラジル、インド、シンガポール、日本、中国、及び、カナダについては、2025年1月10日において、本出願に対する特許登録が確認されていないものの、却下についての終局的判断は確認されなかった。

（2）登録に至っていない国における手続の進行状況⁽⁸⁾

本調査時点において、上記出願に対する特許登録が確認されていない国のうち、スイス、インド、及び、カナダについては、本調査時点中も出願審査中であることが確認できた。

サウジアラビア、及び、シンガポールについては、審査段階における却下は確認されたが、不服申立て手続き、

又は、訴訟手続への移行は、確認されなかった。

ブラジルについては、審査段階における却下、及び、不服申立て手続きへの移行が確認されたが、訴訟手続きへの移行は、確認されなかった。

イスラエルについては、審査段階における却下、不服申立て手続き、及び、訴訟手続きへの移行が確認されたが、その判決等の詳細について確認することはできなかった。

ニュージーランド、及び、日本については、第一審における判断は確認されたが、上級審における判断は確認されなかった（但し、日本については、本調査時点後である 2025 年 1 月 30 日に知的財産高等裁判所での判決が下されている。）。

韓国については、上級審の判断が確認されたが、最上級審への移行は確認されなかった。

ドイツ、台湾、イギリス、オーストラリア、欧州、及び、アメリカについては、最上級審への移行が確認された。

このうち、ドイツ、台湾、及び、イギリスについては、最上級審における実質的判断が確認された上で特許庁による却下の判断が確定したことが確認された一方で、オーストラリア、欧州、及び、アメリカについては、いわゆる上告不受理により、最上級審における実質的判断はなされずに特許庁による却下の判断が確定したことが確認された。

なお、ドイツについては、上級審において、特許庁による却下を取り消し、特許庁に手続きを差し戻す旨の判決がなされた後、最上級審においても、上級審の判断を維持する判決がなされたため、特許庁への手続きの差し戻しが確定しているところ、本調査時点において、特許庁における出願審査については、出願審査中であることが確認された。

5. 2 各国における対応状況

各国における対応状況の概要は以下のとおりである。なお、各国の状況の詳細は、日本弁理士会電子フォーラムに掲載された令和 6 年度特許委員会報告書「日本の特許制度の課題の検討と改善に向けた取組み（検討、周知及び情報収集を含む）」の添付資料「02_2024 年度第 1 部会報告書_別紙資料（各国報告書統合資料）.pdf（670k）」を確認されたい⁽⁹⁾。

（1） オーストラリア

特許庁は、発明者の氏名に自然人が記載されていないことが特許規則 3.2 C (2) (aa) に違反すると判断し、最終的に出願を却下した。

その後、出願人により、上記処分を取り消しを求める訴えがなされ、第一審では、2021 年 7 月 30 日に、結論において AI は、特許法における発明者になり得るとして、取り消しを認める旨の請求認容判決がなされた。

しかし、上級審では、2022 年 4 月 13 日に、特許庁による却下の判断が維持されるべきであるとして、第 1 審の判断が破棄され、最上級審においても、2022 年 11 月 11 日に、上級審の判断が維持され、特許庁による却下が確定した。

（2） 韓国

特許庁は、発明者の氏名に自然人が記載されていないことが特許法 203 条 1 項に違反すると判断し、最終的に出願を却下した。

その後、出願人により、上記処分の取消しを求める訴えがなされたが、第一審は、2023 年 6 月 30 日に、特許法第 33 条により「発明者」は自然人でなければならない、AI を発明者として記載することは認められないとして、請求を棄却し、また、上級審においても、2024 年 5 月 16 日に、第一審の判断を維持する判断がなされた。

なお、出願人による最上級審への移行の有無について確認することはできなかった。

(3) イスラエル

出願人は、DABUSに発明についての出願の権限を帰属し、これがDABUSの所有者たる出願人に移転したと主張していたが、特許庁は、特許法1条及び2条により、DABUSは法人格を有さず、権利主体とはなり得ないため、出願人がDABUSから当該権限を移転されたということはできないとして、出願を却下した。

出願人は、上記処分についての不服申立てを行ったが、2023年3月19日に、本出願は特許法2条に違反するとして、特許庁の処分を維持する旨の判断がなされた。

なお、出願人が2023年7月30日に訴訟手続に移行したことが確認されたが、その判決等の詳細について確認することはできなかった。

(4) サウジアラビア

特許庁は、発明者の氏名に自然人が記載されていないことが特許法5条a、8条、及び、同特許規則10条3項に違反すると判断し、最終的に出願を却下した。

なお、特許庁に対する不服申立手続又は裁判所への訴訟手続への移行の有無について確認することはできなかった。

(5) スイス

出願人により、2019年9月17日に出願がなされた後、直近では2023年11月23日に維持年金の支払いが確認されており、本調査時点中も出願審査中であった。

(6) ドイツ

特許庁は、発明者の氏名に自然人が記載されていないことが特許法6条、37条、及び1条に違反すると判断し、最終的に出願を却下した。

出願人は、特許庁による上記処分に対して、発明者の指定に「c/o Stephen L. Thaler, PhD」との追加名を付記して許可することを要求するとともに、予備的請求として、発明者の指定として、「Stephen L. Thaler, PhD、人工知能DABUSに発明を生成させた。」等と記載することを求める不服申立てを行った。

特許庁は、2021年11月11日に、上記不服申立てに係る判断を裁判所に付託したところ、上級審では、発明者にあたるのは自然人のみであると判断しながらも、他方で、特許性の評価には、発明がどのように行われたかは関係がなく、AIが発明した場合であっても、出願人が自身を発明者として指定できないという実質的な理由はないとして、発明者名が正しく記載された上で、「DABUSに発明を創作させたのは誰か」という追加事項が記載されることに法律違反はなく、それ故、出願人を発明者として指定することを認め、特許庁に差し戻す旨を判断した。

その後、特許庁長官が訴えた最上級審においても、発明においてAIを備えたシステムが使用されたとしても自然人を発明者として指定することは可能であり、出願人を発明者として指定するにあたり、発明者がAIに発明を生成させたと追記することは、出願を却下する理由にはならないとして、2024年6月11日に、特許庁長官による当該訴えを棄却する旨の判決がなされている。

なお、本調査時点において、特許庁における出願に対する対応は出願審査中とされていた。

(7) ニュージーランド

特許庁は、発明者の氏名に自然人が記載されていないことが特許規則50条(1)(b)(iv)及び法22条に違反すると判断し、最終的に出願を却下した。

その後、上記処分の取消しを求める訴えがなされ、出願人は、2013年に改正された特許法において、発明者が自然人であるという要件が削除されたことをもって、発明者が自然人には限られない旨を主張したが、第一審は、2023年3月17日に、AIが発明者になることを意図した立法経緯はない等として出願人の主張を排斥し、請求を棄却した。

なお、出願人が、上級審に控訴したことが確認できたが、その判決等の詳細について確認することはできなかった。

(8) ブラジル

特許庁は、発明者の氏名に自然人が記載されていないことが特許法6条に違反すると判断し、最終的に出願を却下した。

その後、出願人は、特許庁による上記処分に対する不服申立てを行ったが、同様の理由により、2023年8月9日に、当該不服申立ては却下された。

なお、裁判所への訴訟手続への移行の有無について確認することはできなかった。

(9) イギリス

特許庁は、発明者の氏名に自然人が記載されていないことが特許法7条、13条、及び特許規則10条に違反すると判断し、最終的に出願を却下した。

その後、出願人により、上記処分の取り消しを求める訴えがなされたが、第一審は、2020年9月21日に、特許庁と同様の理由により、請求を棄却し、また、上級審においても、2021年9月21日に、第一審の判断を維持する判断がなされた。

さらに、出願人は、最上級審への上訴を行ったが、最上級審においても、2023年12月20日に、上級審と同様の理由により請求が棄却され、これにより、特許庁による却下が確定した。

(10) 欧州

特許庁は、発明者の氏名に自然人が記載されていないことが特許法81条、及び、特許規則19条に違反すると判断し、最終的に出願を却下した。

出願人は、上記処分についての不服申立てを行ったが、特許庁による上記処分と同様の理由により、2021年12月21日に、当該不服申立ては却下された。

なお、出願人は、上記不服申立てにおいて、最上級審に相当する拡大審判への移行を求めたが、かかる求めは却下され、上記不服申立てに対する判断が確定した。

(11) 台湾

特許庁は、発明者の氏名に自然人が記載されていないことを理由として、最終的に出願を却下した。

出願人は、特許庁による上記処分に対する不服申立てを行ったが、特許庁による上記処分と同様の理由により、2020年12月2日及び同月3日に、当該不服申立ては却下された。

その後、上記処分の取り消しを求める訴えがなされ、出願人は、著作権法において法人が著作者として著作者人格権を有し得ること等を理由に、特許法においても、非自然人が発明者となることを除外していない旨等を主張したが、上級審は、2021年8月19日及び同年10月6日に、AIが特許法における発明者には該当しないとの解釈を前提として、出願人の主張を排斥した上で、発明者の氏名に自然人が記載されていないことは、特許規則16条1項2号に違反するとして、請求を棄却した。

さらに、出願人は、最上級審への上訴を行ったが、最上級審においても、2022年7月21日及び同年8月17日に、上級審と同様の理由により請求が棄却され、これにより、特許庁による却下が確定した。

(12) 南アフリカ

特許庁は、方式審査を経て、2024年6月24日に特許登録された。

なお、南アフリカの特許制度では、実体審査が行われず、方式審査をクリアすれば登録がなされる。

(13) 日本

特許庁は、発明者の氏名に自然人が記載されていないことを理由として、最終的に出願を却下した。

出願人は、特許庁による上記処分に対して不服申立てを行ったが、2022年10月12日に、当該不服申立ては却下された。

その後、上記処分の取消しを求める訴えがなされ、出願人は、特許法にいう「発明」はAI発明を含むものであり、AI発明に係る出願では発明者の氏名は必要的記載事項ではないから、本件処分は違法である旨を主張したが、第一審は、発明者は自然人であるとの解釈を前提として、出願人の主張を排斥し、特許庁が特許法184条の5第2項3号に基づき補正を命じた上、同条の5第3項の規定に基づき出願却下処分をしたことは、適法であるとして、請求を棄却した。

さらに、出願人は、上級審への上訴を行っており、本調査時点後である2025年1月30日に判決が下されている⁽¹⁰⁾。

(14) インド

出願人により、2020年5月5日に出願がなされ、その後に出願が公開されているが、2022年10月27日に、第三者より特許付与に対する異議の申し立てが行われており、本調査時点中も、当該異議申し立ての手続きが進行中であった。

(15) シンガポール

特許庁は、発明者の氏名に自然人が記載されていないことが特許法24条2項に違反すると判断し、最終的に出願を却下した。

なお、裁判所への訴訟手続への移行の有無について確認することはできなかったが、シンガポールでは、訴訟に関する情報の公開範囲が限定されているため、必ずしも訴訟提起がなされていないとは断定できない点に留意する必要がある。

(16) アメリカ

特許庁は、発明者の氏名に自然人が記載されていないことが特許法115条(a)に違反すると判断して、最終的に出願を却下した。

その後、出願人により、上記処分の取り消しを求める訴えがなされたが、第一審は、2021年9月2日に、特許庁と同様の理由により、請求を棄却し、また、上級審においても、2022年8月5日に、第一審の判断を維持する判断がなされた。

さらに、出願人は、最上級審への上訴を行ったが、最上級審は、2023年4月24日に、上訴を不受理とする決定を行い、これにより、特許庁による却下が確定した。

(17) 中国

中国については、資料が公表されていないため、出願審査、審判、及び、訴訟の状況等を確認することはできなかった。

(18) カナダ

出願人により、2019年9月17日に発願がなされた後、直近では、2024年11月21日に、特許審判部におけるパネルでの検討の結果、当該パネルより特許庁に対して、発明者の氏名に自然人が記載されていないことが特許法54条1項に違反するとして、出願を却下すべきであると進言する意向である旨が公表されている。

6. 検討及び今後の課題

6. 1 各国の状況等

上記のとおり、各国における出願審査、審判、及び、訴訟の状況等を調査したところ、方式審査のみを採用することで特許登録が認められている南アフリカ、発明者の指定として「Stephen L. Thaler, PhD、人工知能 DABUS に発明を生成させた。」との記載等を行ったことで出願却下が取り消されて出願審査に差し戻されたドイツを除き、公開された資料を確認することができたほとんどの国において、当該国の特許法等における発明者は自然人であるとの解釈により、本出願を却下したことが確認できた。

以上を踏まえれば、本調査により、特許法における「発明者」は自然人であるため、発明者を AI として特許登録をすることはできない、との解釈が、本調査時点における世界的な徴候であるとの一応の評価を下すことができるとの結論に至った。

他方で、一部の国では、本調査時にも出願審査中であり、または、終局的な司法的判断が下されていないため、これらの国については、引き続き審査状況等を確認し、その結果について、今後の検討が必要になると考えられる。

6. 2 今後の検討課題

冒頭でも述べたとおり、AI 技術の高度化は目覚ましく、今後の発明の過程において、AI を利用する場面は増加すると予想される。

しかし、上記の結論を前提とした場合、AI を利用して発明を行った結果、発明者が AI であると評価されることになれば、当該発明を特許として保護することができない。

そのため、今後は、AI を利用した発明について、どの程度の AI の利用であれば、発明者を自然人として評価して、発明を特許として保護できるか、その範囲の明確化が問題になると考えられる。

この点について、例えば、アメリカでは、2024 年 2 月 13 日に特許庁より、AI を利用した発明についての発明者の認定に関するガイドライン⁽¹¹⁾が公表されている（なお、本調査時点以後の令和 7 年 11 月 26 日に、USPTO において、「Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions」が廃止され、新たなガイダンスが示されている（<https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/28/2025-21457/revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>）（2025 年 11 月 30 日アクセス））。

上記ガイドラインによれば、AI を利用した発明について、自然人が、発明に重要な貢献（significantly contributed）をしていれば、その自然人を発明者として記載することは妨げられないとされ、また、重要な貢献をしたか否かについては、従前の判例における共同発明者としての認定基準が適用されるとされている。

我が国においては、本調査時点で、AI を利用した発明に関する発明者の認定についての公式な見解は示されていないが、アメリカと同様に、共同発明者の認定が適用される場合、日本では、「課題を解決するための着想及びその具体化の過程において、発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与したことを要する」とする裁判例⁽¹²⁾や、より具体的に「当該発明について、例えば、管理者として、部下の研究者に対して一般的管理をした者や、一般的な助言・指導を与えた者や、補助者として、研究者の指示に従い、単にデータをとりまとめた者又は実験を行った者や、発明者に資金を提供したり、設備利用の便宜を与えることにより、発明の完成を援助した者又は委託した者等は、発明者には当たらない」とする裁判例⁽¹³⁾等が存在するため、これらの先例に沿えば、AI を管理や補助の範疇で使用する限り、AI を利用したとしても、なお利用者が発明者であると言い得る一方で、これを超えて、「発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与した」と評価される程度に AI を利用すれば、自然人を発明者として評価できない結果として、発明を特許として保護することは困難になると考えられる。

問題は、発明において、AI をどの程度利用すれば、AI が「発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与した」といった評価に至るか否かであるが、AI の利用については、例えば、単純に未解決の課題の解決方法を AI に尋ねる、一定の試験結果を AI に与えた上でその法則性を尋ねる、一定の研究結果を AI に与えた上でこれを整理させる、といった様々な段階での AI の利用が想定されるため、今後は、個別の段階における AI の利用を想定した上で、それらの段階における実際の AI の利用可能性を検証し、さらに、当該段階における AI 利用を前提にして、

これまでの共同発明における裁判所の認定と対照させながら発明者を自然人と評価し得るか否かについての方向性を検討することが考えられる。

本調査の目的は、あくまで各国における出願審査、審判、及び、訴訟の状況等にとどまり、上記の問題に対する検討を行うものではないが、今後、上記問題についても具体的な検討が必要になると考えられる^{(14)、(15)}。

(注)

- (1) <https://imagination-engines.com/dabus.html> (2025 年 11 月 30 日アクセス)
- (2) なお、欧州及び台湾については、厳密には国家ではないが、以下では、他と区別せず、単に「国」又は「国家」を使用する。
- (3) <https://artificialinventor.com/> (2025 年 11 月 30 日アクセス)
- (4) <https://artificialinventor.com/patent/> (2025 年 11 月 30 日アクセス)
- (5) 各国における出願の登録・却下を司る行政庁を便宜上「特許庁」と表現する。
- (6) <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/WO-A-2020-079499/50/ja> (2025 年 11 月 30 日アクセス)
- (7) https://www.jpaa-members.jp/index.php?page=1&br_serial=5&br_sub_serial=102&sortOrder=0&view_id=17710
- (8) なお、中国については、資料が公表されていないため、進行状況は未確認である。
- (9) 上掲注 7
- (10) 知財高判令和 7 年 1 月 30 日（令和 6 年（行コ）第 10006 号。結論として、出願人による控訴は棄却された。
- (11) USPTO「Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions」
- (12) 知財高裁平成 20 年 9 月 30 日判決（ウエーハ用検査装置事件）
- (13) 知財高裁平成 20 年 5 月 29 日判決（ガラス多孔体事件）
- (14) なお、内閣府「AI時代の知的財産権検討会」が2024年5月に公表した「中間とりまとめ」においては、AIを利用した発明についての発明者の認定に関し、「発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与した者を発明者とするこれまでの考え方に従って自然人の発明者を認定すべきと考えられる。すなわち、AIを利用した発明についても、モデルや学習データの選択、学習済みモデルへのプロンプト入力等において、自然人が関与することが想定されており、そのような関与をした者も含め、発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与したと認められる者を発明者と認定すべきと考えられる。他方で、今後、AI技術等のさらなる進展により、AIが自律的に発明の特徴的部分を完成させることが可能となった場合の取扱いについては、技術の進展や国際動向、ユーザーニーズ等を踏まえながら、発明者認定への影響を含め、引き続き必要に応じた検討を特許庁は関係省庁と連携の上で進めることが望ましいと考えられる。また、AI自体の権利能力（AI自体が特許を受ける権利や特許権の権利主体になれるか）についても、国際動向等も踏まえながら、引き続き必要に応じて検討を進めることが望ましいと考えられる。」と述べられている。
- (15) なお、産業構造審議会知的財産分科会第53回特許制度小委員会において、本調査時点の後の令和7年4月22日に、「特許制度に関する検討課題」「1. AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応」として、AIを利用した発明創作活動に関する発明者の論点を含む、様々な論点が議論されている（https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/53-shiryu.html）（2025 年 11 月 30 日アクセス）。

(原稿受領 2026.3.6)